

2023年1月12日

各 位

会 社 名 ア ス カ 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 片 山 義 規
(コード番号7227 名証メイン)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 片 山 義 浩
(T E L . 0 5 6 6 - 3 6 - 7 7 7 1)

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、「定款一部変更に関する件」を、2023年2月22日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により株主総会資料の電子提供措置（第325条の2ないし5）の制度が新設され、その規定が2022年9月1日に施行されましたので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年2月22日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年2月22日（予定）

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条から第 13 条 [条文省略]</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条から第 13 条 [現行どおり]</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第 15 条から第 45 条 [条文省略]</p>	<p>第 15 条から第 45 条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>